ふじみ野市立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和８年４月

ふじみ野市教育委員会

≪目 次≫

１．計画の趣旨・現状 ・・・・・・・・・・・・・・・・・２

２．目標 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３

３．計画の期間 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４

４．実施する業務量管理・健康確保措置の内容・・・・４

５．関連する取組、今後のフォローアップについて・・６

１．計画の趣旨・現状

（１）計画の趣旨

本計画は、教職員の勤務状況を改善し、健康な状態で、自らも学ぶ時間を確保しながら、専門性を最大限に発揮して、活き活きと児童生徒の教育に邁進できるようにすることにより、教職員の働きやすさと働きがいを両立し、学習指導要領等において目指されている理念の実現に向けてよりよい教育を行うことを目的として、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第８条に基づき策定するものである。

令和７年に本市で策定された教育振興基本計画の基本理念『あったかな絆で未来を紡ぐふじみ野の「共育」～Fujimino Well-being～』の実現には、教職員が心身ともに健康で、誇りとやりがいをもって職務に専念し、専門性を最大限発揮できる環境の整備が不可欠である。

本計画がめざす働き方改革は、単に労働時間を削減することに留まらず、教職員が「限られた時間の中で最大の成果を出す」という意識を醸成し、業務の「精選」と「効率化」を徹底することで、本来担うべき指導業務に注力できる時間を創出することにある。働き方改革を通じて、教職員が事務作業を効率化し、創出された時間で子供と向き合う時間や授業改善の時間を確保できるようにする。

ふじみ野市教育委員会は、本計画を学校と連携して総合的に推進し、保護者・地域の理解と協力を得ながら、教職員のウェルビーイングを確保し、ふじみ野市の未来を担う子供たちの豊かな学びと成長を実現することを目指す。さらに、取組状況や課題を継続的に検証し、必要に応じて計画の見直しを行いながら、より効果的な働き方改革を進めていく。

（２）本市の現状

本市では、令和２年４月に「ふじみ野市立学校教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」及び「ふじみ野市立小・中学校における働き方改革基本方針」（以下「基本方針」という）を策定し、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。

これまでに、文書作成や調査回答事務の効率化、会議・研修会等の精選、「ふれあいデー」の設定、「働き方改革推進委員会」の設置、「学校閉庁日」の設定、「ＩＣカードによる在校等時間把握システム」の導入、「ふじみ野市の部活動の在り方に関する方針」の策定、「時間外案内機能付き電話」の導入、各種様式における「押印」の廃止及び事務のペーパーレス化の推進などの取組を実施した。

こうした取組の結果、本市における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和４年度及び令和６年度は以下のとおりである。

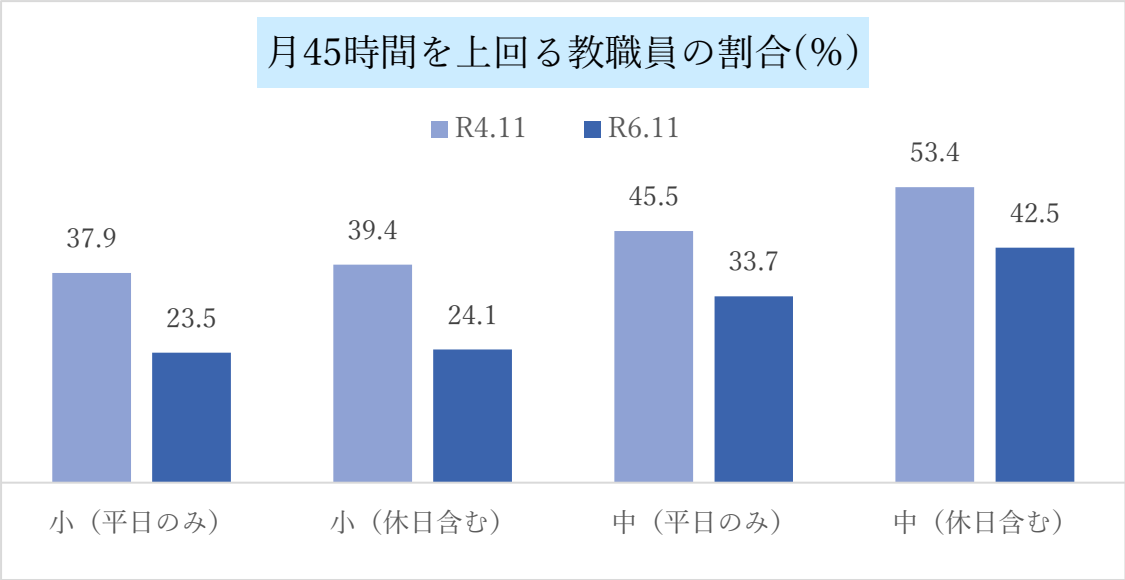

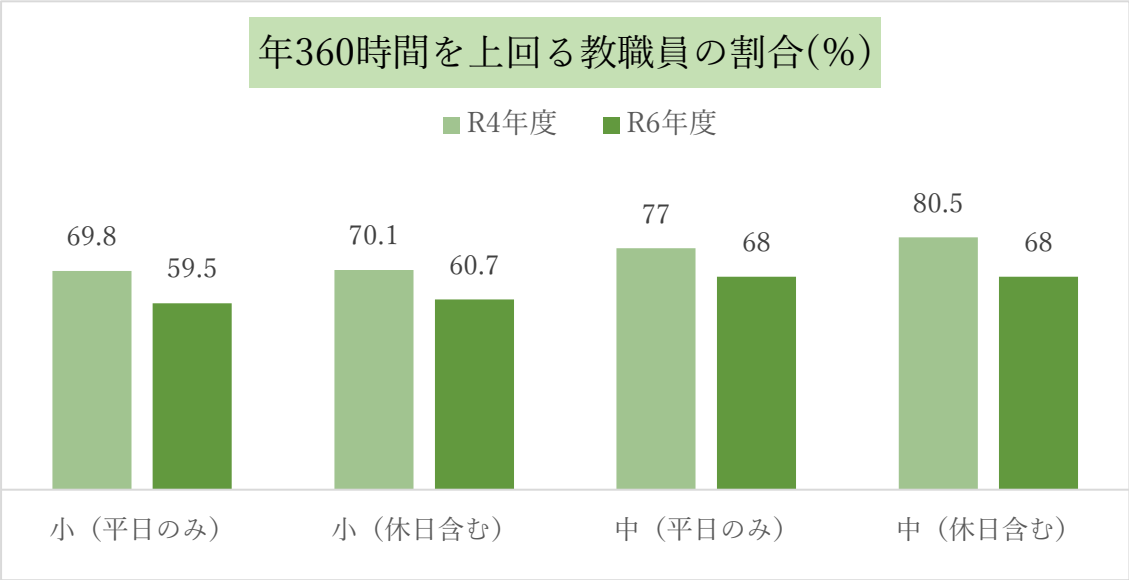

令和４年度と令和６年度を比較すると、基本方針に基づいた取組による一定の成果が見られたことが分かる。しかし、時間外在校等時間が 45 時間を上回る教職員の割合や、年間 360 時間を上回る教職員の割合はいまだ高い状況である。

２．目標

本計画において達成を目指す目標は以下のとおりである。

（１）時間外在校等時間に関する目標

ア　１箇月の時間外在校等時間が 45 時間以内の割合を 100%にする。

イ　１年間の時間外在校等時間が 360 時間以内の割合を 100%にする。

（２）ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

ア　ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を10%まで減少させる。

【R6 結果：10.9% 】

イ　ストレスチェックにおける総合健康リスクの値を90未満とする。（全国平均100）

【R6 結果:87】

３．計画の期間

令和８年４月１日～令和１０年３月３１日

４．実施する業務量管理・健康確保措置の内容

（１）「業務の３分類」を踏まえた業務の見直し

ア 学校以外が担うべき業務

①登下校時の通学路における日常的な見守り活動等

・保護者、地域住民による通学路の見守り活動を推進する。

・各地域の実情を踏まえつつ、児童生徒が学校に登校する時間の見直しを推進する。

②放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応

・放課後から夜間における見回りについては、警察が行っている見回りに委ねることとし、学校における自主的な見回りは原則行わないこととする。

③学校徴収金の徴収・管理

・すでに公会計化している学校給食費を除く学校徴収金について、徴収金業務の標準化や集金業務の一元化ができるシステムの導入を検討する。

④保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

・学校が専門家を活用できる環境を充実させることにより、当該苦情等の対応において、各学校を支援する。

イ 教師以外が積極的に参画すべき業務

⑤調査・統計等への回答

・市が行う学校への調査については、効率的な方法（アンケートフォームによる回答、簡素化等）で調査を実施する。

⑥学校プールの施設・設備の管理

・民間施設を利用することにより、学校プールの管理業務の負担を軽減する。

⑦児童生徒の休み時間における安全への配慮

・休み時間の時間帯に応じた安全点検等の必要措置を予め行った上で、学級担任等の特定の教師のみが対応するのではなく、学校の職員等の輪番等による負担軽減を促進する。

⑧部活動

・「ふじみ野市の部活動の在り方に関する方針」に基づき、適正な学校部活動となるように各中学校に働き掛けるとともに、学校部活動を地域に展開することについて検討、推進する。

ウ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

⑨授業準備

・教員業務支援員を適正に配置するとともに、有効に活用するための「教員業務支援員との協働事例集」を周知し、効果的な活用が図られるよう働き掛ける。

⑩学習評価や成績処理

・各小中学校にデジタル採点システムを導入し、定期テスト等の採点の効率化による負担軽減を図る。

・小学校における単元テストをＣＢＴで実施することで、児童一人一人の定着度の把握を効率的に行い、成績処理に係る業務改善を推進する。

⑪支援が必要な児童生徒・家庭への対応

・各学校に市費支援員（学び育ちサポーター、特別支援学級等介助員など）を配置し、教育活動の充実と教職員の負担軽減を図る。

・ふじみ野市教育相談室に教育心理相談員を配置し、ＷＩＳＣ検査の実施や関係機関との連携など支援の充実を図る。

・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用を推進する。

（２）学校における措置の推進

ア 各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小４以上は年間で 1086 単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。

イ 当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。

ウ 留守番電話の設置により電話対応が可能な時間を設定する。

（３）教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

ア　１箇月時間外在校等時間が８０時間を超えた教育職員に医師による面接指導を促し、希望によって実施する。

イ　５０人未満の学校も含め、ストレスチェックの実施率を１００％にし、実　施後の集団分析の結果等も活用して職場改善の改善を推進する。

ウ　教職員に対して「休暇案内」や「子育て応援ハンドブック」等を配布し、制度等の一層の理解を深めるとともに、育児や介護、傷病に係る意識啓発を促し、働きやすい職場環境づくりを目指す。

エ　長期休業等の期間中に学校閉庁日を１０日以上設定する。

オ　学校に対し「ふれあいデー」に関する趣旨を周知するとともに、実施状況を適切に把握し、適正な実施を働き掛ける。

５．関連する取組、今後のフォローアップについて

（１）取組の着実な実行を図るため、市内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、ふじみ野市のホームページで公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告する。

（２）時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本市で導入している出退勤管理システムで把握し、その他の目標については、本市で導入しているストレスチェックの結果から把握する。

（３）教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。

（４）各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。